

富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学生命科学先端研究センター規則第10条の規定に基づき、富山大学生命科学先端研究センター（以下「センター」という。）の施設及び設備を、地域の産業育成・理科教育及び産業育成教育に貢献することを目的に、広く地域社会の企業・教員等に開放するため、センター利用研究員の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で「センター利用研究員」とは、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）以外の場所において本務を有し、センター長の監督のもとにセンターの施設及び設備を利用し、その成果を本人等の研究等に供する者をいう。

(資格)

第3条 センター利用研究員となることができる者は、学士の学位を有する者又はこれに準ずる者でなければならない。

(申請)

第4条 センター利用研究員は、センター長の承諾のもと、別紙様式により学長に申請するものとする。

(承認)

第5条 学長は、前条の申請があった場合、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議に基づき、承認する。

(利用の条件)

第6条 前条で承認されたセンター利用研究員は、次の事項を利用の条件とする。

- (1) センター利用研究員がセンターの施設及び設備を利用する場合、本学の諸規則を遵守すること。
- (2) センター利用研究員が本学において附属図書館又は他の学内共同利用施設を利用する場合、あらかじめ附属図書館長又は他の学内共同利用施設の長の許可を受けるものとする。
- (3) センター利用研究員が故意又は重大な過失により施設又は設備等を損傷した場合、本人又は本務先が、その損害に相当する費用を弁償するものとする。
- (4) センター利用研究員が本学構内において受けた傷害又は損害に対しては、本学は一切その責を負わないものとする。

(利用料金)

第7条 利用料金は、センター利用基本料と利用者負担額とし、別表のとおりとする。

- 2 利用料金のうちセンター利用基本料は原則として前納とする。
- 3 センター利用により生じた利用者負担額については、後納とする。

(承認期間)

第8条 承認期間は、1年以内で、4月1日から翌年3月31日までの期間を超えないものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センター利用研究員に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

- 2 この規則の施行日前に、国立大学法人富山医科薬科大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規程に基づき承認されたセンター利用研究員については、この規則第5条に基づき承認されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月24日から施行する。

別表（第 7 条関係）

事 項	利 用 料 金	備 考
センター利用基本料	65,000 円／人	申請期間に関わらず 1 回／年度の支払い。
利用者負担額（使用料金）	センターが定めた使用料金に基づいて算出した料金	利用後，利用料金の請求による。